# 平成29年度 都内における障害者虐待の状況 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 養護者による障害者虐待についての対応状況1
(1) 相談・通報・届出件数(表 1) 1
(2) 相談・通報・届出者の状況(表 2)2
(3) 事実確認調査の状況(表 3-1、表 3-2、表 3-3、表 4) 2
(4) 虐待判断事例について(表 5~18) 4
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況10
(1) 相談・通報・届出件数(表 19)
(2) 相談・通報・届出者の状況(表 20)10
(3) 事実確認調査の状況(表 21)
(4) 区市町村から都への報告11
(5) 都内の施設・事業所において虐待の事実が認められた事例(表 22~30) 11
3 使用者による障害者虐待についての対応状況15
(1) 相談・通報・届出件数(表 31) 15
(2) 相談・通報・届出者の状況(表 32)
(3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について(表 33・34) 15
4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について(表 35) 17

## 1 養護者による障害者虐待についての対応状況

## (1) 相談・通報・届出件数(表 1)

平成 29 年度、区市町村及び都で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、346 件であった。平成 28 年度は 308 件であり、38 件(12.3%) 増加した。

表 1 相談·通報·届出件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	236	300	306	291	308	346
増減 (%)	-	64 (27. 1)	6 (2. 0)	△15 (△4. 9)	17 (5. 8)	38 (12. 3)

※ 法施行が平成 24 年 10 月 1 日のため、平成 24 年度は、下半期(平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日) のみの件数。

#### (2) 相談・通報・届出者の状況(表 2)

相談・通報・届出者の内訳は、「本人による届出」が85件(24.6%)と最も多く、次いで「施設・ 事業所の職員」が76件(22.0%)、「当該区市町村行政職員」が39件(11.3%)であった。

表 2 相談・通報・届出者の状況 (重複あり)

			相談・通報・届出者の内訳													
	総数	本人による届出	家族・親族	近隣住 民人	民生委員	医療機関者	教職員		施設・事 業所の職 員	虐待者自身	警察	当該町大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	介険基居サス等者護法づ宅一事従等保にく ビ業事	成年後	その他	不( を含 む)
件数	370	85	22	16	1	31	3	30	76	6	17	39	26	1	17	0
構成 割合 (%)	_	24. 6	6. 4	4. 6	0. 3	9. 0	0. 9	8. 7	22. 0	1. 7	4. 9	11. 3	7. 5	0. 3	4. 9	0.0

- ※ 1つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上される ため、合計は表1の平成29年度相談・通報・届出件数346件と一致しない。
- ※ 構成割合は、表1の平成29年度相談・通報・届出件数346件に対するもの。
- ※「その他」における主な内訳は、福祉関係機関が9件、当該区市町村以外の行政職員が5件であった。

#### (3) 事実確認調査の状況 (表 3-1、表 3-2、表 3-3、表 4)

「事実確認調査を行った事例」は 298 件 (84.7%)、「事実確認調査を行っていない事例」は 54 件 (15.3%) であった。(表 3-1 参照)

事実確認調査の結果、区市町村が「虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例」(以下「虐待判断事例」という。)の数は、106件(30.1%)であった。(表 3-1 参照)

「事実確認調査を行った事例」のうち、法第 11 条によらず「訪問調査により事実確認を行った事例」が 147 件 (49.3%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が 146 件 (49.0%) であり、「立入調査(法第 11 条)により事実確認を行った事例」は 5 件 (1.7%) であった。(表 4 参照)

表 3-1 事実確認調査の状況

	件数	構成割合(%)
事実確認調査を行った事例	298	84. 7
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	106	(30. 1)
虐待ではないと判断した事例	90	(25. 6)
虐待の判断に至らなかった事例(何らかの問題はあるが虐待の事実は確認できなかった)	102	(29. 0)
事実確認調査を行っていない事例	54	15. 3
明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	23	(6. 5)
後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	7	(2. 0)
他部署等への引継ぎ	24	(6. 8)
合計	352	-

<sup>※</sup> 合計件数は、表 1 の相談・通報・届出件数 346 件と、昨年度(平成 28 年度)からの繰越し件数 6 件を合わせた 件数である。

表 3-2 虐待を受けた又は受けたと判断した事例

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	93	110	110	102	101	106
増減 (%)	_	17 (18. 3)	0 (0)	△8 (△7. 3)	Δ1 (Δ1.0)	5 (5. 0)

表 3-3 相談・通報件数に対する虐待を受けたと判断した事例件数の割合

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
虐待を受けたと判断した 事例件数(A)	93	110	110	102	101	106
相談·通報件数(B)	236	300	306	291	308	346
A/B	39. 4%	36. 7%	35. 9%	35. 1%	32. 8%	30. 6%

### 表 4 事実確認調査の方法

		件数	構成割合(%)
立入	調査(法第11条) <u>以外の</u> 方法により事実確認を行った事例	293	98. 3
	訪問調査により事実確認を行った事例	147	(49. 3)
	訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	146	(49. 0)
立入	調査(法第11条)により事実確認を行った事例	5	1. 7
	警察が同行した事例	0	(0. 0)
	警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	(0.0)
	警察に援助要請はせず、区市町村単独で実施した事例	5	(1. 7)
	合計	298	-

## (4) 虐待判断事例について

以下、106 件の虐待判断事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への 対応について集計を行った。

### ア 虐待の種別・類型(表 5)

「身体的虐待」が 75 件 (70.8%) と最も多く、次いで「心理的虐待」が 42 件 (39.6%)、「放棄、 放置 (ネグレクト)」が 24 件 (22.6%)、「経済的虐待」が 14 件 (13.2%)、「性的虐待」が 2 件 (1.9%) であった。

## 表 5 虐待の種別・類型 (重複あり)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	75	2	42	24	14
構成割合(%)	70. 8	1. 9	39. 6	22. 6	13. 2

- ※ 1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は 虐待判断事例数 106 件と一致しない。
- ※ 構成割合は、虐待判断事例数 106 件に対するもの。

## イ 被虐待障害者及び虐待を行った養護者(以下「虐待者」という。)の状況

(a) 被虐待障害者の性別及び年齢(表 6、表 7)

被虐待障害者の性別は、「男性」が46人(43.0%)、「女性」が61人(57.0%)であった。 被虐待障害者の年齢階層別では、「20~29歳」が25人(23.4%)と最も多く、次いで「50~59歳」が20人(18.7%)であった。

#### 表 6 被虐待障害者の性別

	男	女	合計
人数	46	61	107
構成割合(%)	43. 0	57. 0	-

## 表 7 被虐待障害者の年齢

	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	合計
人数	12	25	18	19	20	12	1	107
構成割合(%)	11. 2	23. 4	16.8	17. 8	18. 7	11. 2	0. 9	_

#### (b) 被虐待障害者の障害種別(表 8)

被虐待障害者の障害種別では、「知的障害」が60人(56.1%)と最も多く、次いで「身体障害」が29人(27.1%)、「精神障害(発達障害を除く)」が28人(26.2%)、「難病等」が3人(2.8%)、「発達障害」が1人(0.9%)であった。

#### 表 8 被虐待障害者の障害種別 (重複あり)

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等
人数	29	60	28	1	3
構成割合(%)	27. 1	56. 1	26. 2	0. 9	2. 8

- ※ 1人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、 合計は被虐待障害者数 107 人と一致しない。
- ※ 構成割合は、被虐待障害者数 107 人に対するもの。

(c) 被虐待障害者の行動障害の有無(表9)

被虐待障害者で行動障害がある人(①、②及び③の総数)は、38人(35.5%)であった。

### 表 9 被虐待障害者の行動障害の有無

	人数	構成割合(%)
①強い行動障害がある(障害支援区分3 行動関連項目10点以上、 または障害程度区分3 行動関連項目8点)	10	9. 4
②認定調査を受けてはいないが、①と同程度の行動障害がある	4	3. 7
③行動障害がある(①、②に該当しない程度の行動障害)	24	22. 4
④行動障害がない	68	63. 6
⑤行動障害の有無が不明	1	0. 9
合計	107	-

(d) 被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況 (表 10)

被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況は、「障害者総合支援法上のサービス」が 63 人 (58.9%) で最も多く、次いで、「利用なし」が 28 人 (26.2%) であった。

表 10 被虐待障害者の障害福祉サービス等の利用状況(重複あり)

	人数	構成割合(%)
障害者総合支援法上のサービス	63	58. 9
児童福祉法上のサービス	2	1. 9
自立支援医療	16	15. 0
地域生活支援事業のサービス	14	13. 1
区市町村及び都道府県が実施する事業	3	2. 8
その他	7	6. 5
利用なし	28	26. 2

<sup>※ 1</sup>人が複数のサービス等を利用している場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は被虐待 障害者数 107 人と一致しない。

- ※ 構成割合は、被虐待障害者数 107 人に対するもの。
- ※「その他」における主な内訳は、介護サービスが4人であった。
  - (e) 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況(表 11) 「虐待者と同居」が 97 件 (90.7%) であった。

表 11 被虐待障害者と虐待者との同居・別居の状況

	件数	構成割合(%)
虐待者と同居	97	90. 7
虐待者と別居	9	8. 4
その他	1	0. 9
合計	107	1

#### (f) 虐待者の年齢(表 12)

虐待者の年齢階層別では、「60歳以上」が、49人(40.2%)と最も多く、次いで「50~59歳」が40人(32.8%)、「40~49歳」が18人(14.8%)の順であった。

なお、1 つの事例について虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例数 106 件に対し、 虐待者数は 122 人であった。

表 12 虐待者の年齢

	~17歳	18~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	2	6	7	18	40	49	0	122
構成割合(%)	1. 6	4. 9	5. 7	14. 8	32. 8	40. 2	0	-

#### (g) 被虐待障害者からみた虐待者の続柄(表 13)

被虐待障害者からみた虐待者の続柄は、「父」が 41 人 (33.6%) と最も多く、次いで「母」が 34 人 (27.9%) の順であった。

表 13 被虐待障害者からみた虐待者の続柄

	父	母	夫	妻	息子	娘	嫁	婿	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	合計
人数	41	34	11	3	4	1	1	1	16	5	0	0	5	122
構成割合(%)	33. 6	27. 9	9. 0	2. 5	3. 3	0.8	0.8	0.8	13. 1	4. 1	0.0	0.0	4. 1	-

※「その他」における主な内訳は、被虐待障害者やその家族の婚約者が3人であった。

## ウ 虐待の発生要因等

#### (a) 虐待の発生要因や状況 (表14)

区市町村等職員が判断した要因では、虐待者側については、「⑥虐待者が虐待と認識していない」が54件(50.5%)で最も多く、次いで「④虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス」が38件(35.5%)、「①虐待者の介護疲れ」が36件(33.6%)であった。

一方、被虐待者側については、「①被虐待者の介護度や支援度の高さ」が40件(37.4%)で最も 多かった。 また、家庭環境については、「①家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が62件(57.9%)で最も多かった。

表 14 虐待の発生要因や状況 (重複あり)

				虐待	者側			
	1	2	3	4	⑤	6	7	8
	虐待者の介 護疲れ	虐待者の知 識や情報の 不足	虐待者の飲 酒やギャンブ ル等への依 存の影響	虐待者の介 護等に関す る強い不安 や悩み・介護 ストレス	虐待者が過 去に虐待を 行ったことが ある	虐待者が虐 待と認識して いない	虐待者の障害、精神疾患や強い抑う つ状態	虐待者側の その他の要 因
件数	36	33	10	38	8	54	23	6
増減 (%)	33.6	30.8	9.3	35.5	7.5	50.5	21.5	5.6
		被虐待者側						
	1	2	3	1	2	3	4	·
	被虐待者の介護度や支援度の高さ	被虐待者の 行動障害	被虐待者側 のその他の 要因	家庭における 被虐待者と 虐待者の虐 待発生まで の人間関係	家庭における 経済的困窮 (経済的問 題)	家庭内に複数人の障害者、要介護者がいる	家庭における その他の要 因	
件数	40	23	19	62	17	20	4	
増減 (%)	37.4	21.5	17.8	57.9	15.9	18.7	3.7	

- ※ 構成割合は、被虐待障害者数 107 人に対するもの。
- ※ 虐待者側の「その他」における主な内訳は、経済的問題が2件、性格等によるものが2件であった。
- ※ 被虐待者側の「その他」における主な内訳は、性格等によるものが9件、経済的問題が3件であった。
- ※ 家庭環境の「その他」における主な内訳は、家庭内の人間関係等によるものが2件であった。

#### エ 虐待への対応策

## (a) 分離の有無(表 15)

虐待への対応として、「被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」が 55 件 (51.4%)、「被虐待障害者と虐待者を分離していない被虐待者数 (一度も分離していない被虐待者数)」が 40 件 (37.4%) であった。

## 表 15 分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	55	51. 4
被虐待障害者と虐待者を分離していない被虐待者数(一度も分離していない被虐待者数)	40	37. 4
現在対応について検討・調整中の被虐待者数	3	2. 8
その他	9	8. 4
合計	107	-

※ 「その他」における主な内訳は、すでに分離しており継続して分離した被虐待者数が5件であった。

#### (b) 分離を行った事例の対応の内訳(表 16)

分離を行った事例 (表 15 の「被虐待障害者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数」 55 件)における対応は、「①契約による障害福祉サービスの利用」が 25 件 (45.4%)と最も多く、次いで、「③ ①、②以外の方法による一時保護」が 15 件 (27.3%)、「④医療機関への一時入院」 が 6 件 (10.9%) であった。また、「分離を行った事例のうち面会の制限を行った事例」は 23 件 (41.8%) であった。

#### 表 16 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
①契約による障害福祉サービスの利用	25	45. 4
②身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	3	5. 5
③ ①、②以外の方法による一時保護	15	27. 3
④医療機関への一時入院	6	10. 9
⑤その他	6	10. 9
合計	55	_
分離を行った事例のうち面会の制限を行った事例	23	41.8

- ※ 構成割合は、分離を行った事例数 55 件に対するもの。
- ※ 「その他」における主な内訳は、転居が2件であった。

#### (c) 分離していない事例の対応の内訳(表 17)

分離していない事例(表 15 の「被虐待障害者と虐待者を分離していない被虐待者数」40 件)における対応では、「①養護者に対する助言・指導」が24 件(60.0%)と最も多く、次いで「⑥ 再発防止のための定期的な見守りの実施」が22 件(55.0%)、「③被虐待障害者が新たに障害福祉サービスを利用」が9 件(22.5%)であった。

## 表 17 分離していない事例の対応の内訳(重複あり)

	件数	構成割合(%)
①養護者に対する助言・指導(②に至った事例を除く)	24	60. 0
②養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0. 0
③被虐待障害者が新たに障害福祉サービスを利用	9	22. 5
④既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	4	10.0
⑤被虐待障害者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	2	5. 0
⑥再発防止のための定期的な見守りの実施	22	55. 0
⑦その他	12	30. 0

- ※ 1つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計 は分離していない事例数40件と一致しない。
- ※ 構成割合は、分離していない事例数 40 件に対するもの。

## オ 権利擁護に関する対応(表 18)

権利擁護に関する対応は、「①成年後見制度利用開始済」が5件、「②成年後見制度利用手続中」が2件であった。これらを合わせた7件のうち、「①、②のうち区市町村長申立ての事例」は4件であった。「③日常生活自立支援事業の利用」は3件であった。

表 18 権利擁護に関する対応

	件数
①成年後見制度利用開始済	5
②成年後見制度利用手続中	2
①、②のうち区市町村長申立ての事例	4
③日常生活自立支援事業の利用	3

## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

#### (1) 相談・通報・届出件数(表 19)

平成29年度、区市町村及び都で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、227件であった。平成28年度は170件であり、57件(33.5%)増加した。

表 19 相談·通報·届出件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	107	169	197	221	170	227
増減 (%)	_	62 (57. 9)	28 (16. 6)	24 (12. 2)	△51 (△23. 1)	57 (33. 5)

<sup>※</sup> 法施行が平成 24 年 10 月 1 日のため、平成 24 年度は、下半期(平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日) のみの件数。

#### (2) 相談・通報・届出者の状況(表 20)

相談・通報・届出者の内訳は「当該施設・事業所職員」が 47 件(20.7%) と最も多く、次いで「本人による届出」が 41 件(18.1%)、「当該施設・事業所 設置者・管理者」が 29 件(12.8%) であった。

表 20 相談・通報・届出者の状況 (重複あり)

			相談・通報・届出者の内訳																		
	総数		家族・親族	近隣住 民・知 人	民生委員	医療機関係者	教職員	援専門	設・事業	設・事業	設・事業 所元職員	設・事業	事業所利用 者				正化委 員会 (社会 福祉法	介法 くサ事事と とは は は は に 居 に 等 等 に ま で ま で ま で ま ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま の ま の ま の に る に 。 に 。 に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る 。 に る に る に る に る に る に る に る 。 に る 。 に る 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。			不明(匿名を含む)
件数	243	41	25	6	0	4	0	14	20	47	13	29	3	0	10	1	0	3	2	12	13
構成 割合 (%)	-	18. 1	11.0	2. 6	0.0	1.8	0.0	6. 2	8. 8	20. 7	5. 7	12.8	1.3	0.0	4. 4	0.4	0.0	1.3	0. 9	5. 3	5. 7

<sup>※ 1</sup>つの事例について複数の者から相談・通報・届出があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上される ため、合計は表 19 の平成 29 年度相談・通報・届出件数 227 件と一致しない。また、1 つの事例について複数の 区市町村が関与した場合も重複して計上している。

- ※ 構成割合は、表 19 の平成 29 年度相談・通報・届出件数 227 件に対するもの。
- ※ 「その他」における主な内訳は、当該区市町村以外の行政職員が 11 件であった。

#### (3) 事実確認調査の状況(表 21)

「事実確認調査を行った事例」は 191 件 (78.9%)、「事実確認調査を行っていない事例」は 51 件 (21.2%) であった。

事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」の数は、48件(19.8%)であった。

## 表 21 事実確認調査の状況 (重複あり)

		件数	構成割合(%)
事実	確認調査を行った事例	191	78. 9
	虐待の事実が認められた事例	48	(19. 8)
	虐待の事実が認められなかった事例	81	(33. 5)
	虐待の判断に至らなかった事例	62	(25. 6)
事実	確認調査を行っていない事例	51	21. 1
	明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	27	(11. 2)
	後日、事実確認調査を予定又は事実確認調査の要否を検討中の事例	14	(5. 8)
	都道府県へ事実確認調査を依頼	0	(0.0)
	その他	10	(4. 1)
	合計	242	_

- ※ 1つの事例について複数の区市町村が関与した場合、重複して計上している。
- ※ 合計件数 242 件は、都道府県が受け付け区市町村に連絡された事例と、昨年度(平成 28 年度)からの繰越し件数も含む。
- ※ 構成割合は、合計件数 242 件に対するもの。
- ※ 事実確認調査の結果、「虐待の事実が認められた事例」48 件は、他道府県にある施設・事業所の事例も含むため、下記「(4) 区市町村から都への報告」の「虐待の事実が認められた事例」として区市町村から都への報告があった件数31 件と一致しない。

#### (4) 区市町村から都への報告

都内に所在する施設・事業所について、「虐待の事実が認められた事例」として区市町村から都へ31件の報告があり、その施設・事業所の数は25か所であった(同一の施設・事業所について、複数の区市町村から報告があった事例があるため)。

このほか、区市町村から他道府県に対し、当該道府県管内の施設・事業所において「虐待の 事実が認められた事例」は4件であった。

## (5) 都内の施設・事業所において虐待の事実が認められた事例

以下、都内の施設・事業所において虐待の事実が認められ、区市町村から報告のあった 25 か所の施設・事業所の事例(以下「虐待判断事例」という。)を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、被虐待障害者等の状況及び虐待への対応について集計を行った。

#### ア 施設・事業所の種別 (表 22)

「共同生活援助」が10件と最も多く、次いで「障害者支援施設」、「生活介護」及び「放課後等デイサービス」が各4件、「短期入所」が3件であった。

### 表 22 施設・事業所の種別

	障害者 支援施設	生活介護	短期入所	共同生活 援助	放課後等デ イサービス	合計
件数	4	4	3	10	4	25

#### イ 虐待の種別・類型(表 23)

「身体的虐待」が14件、「心理的虐待」が10件、「性的虐待」が4件、「放棄、放置(ネグレクト)」が2件、「経済的虐待」が1件であった。

## 表 23 虐待の種別・類型 (重複あり)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	14	4	10	2	1

<sup>※ 1</sup>つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐 特判断事例数 25 か所と一致しない。

#### ウ 被虐待障害者の性別及び年齢(表 24、表 25)

被虐待障害者の人数 35 人のうち、被虐待障害者の性別は、「男性」が 24 人 (68.6%)、「女性」 が 11 人 (31.4%) であった。

被虐待障害者の年齢階層別では、「 $\sim$ 19 歳」が 12 人 (34.3%) と最も多く、次いで「30 $\sim$ 39 歳」が 8 人 (22.8%)、「 $40\sim$ 49 歳」が 6 人 (17.1%) であった。

### 表 24 被虐待障害者の性別

	男	女	合計	
人数	24	11	35	
構成割合(%)	68. 6	31. 4	-	

#### 表 25 被虐待障害者の年齢

	~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65歳以上	合計
人数	12	3	8	6	3	1	2	35
構成割合(%)	34. 3	8. 6	22. 8	17. 1	8. 6	2. 9	5. 7	_

### エ 被虐待障害者の障害種別 (表 26)

障害種別では、「知的障害」が28人と最も多く、次いで「身体障害」が6人、「発達障害」が4人、「精神障害(発達障害を除く)」が2人であった。

## 表 26 被虐待障害者の障害種別(重複あり)

	身体障害		精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等	
人数	6	28	2	4	0	

<sup>※ 1</sup>人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

#### オ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢(表 27)

虐待者の年齢階層別では、「 $40\sim49$  歳以上」が6人(22.2%)と最も多く、次いで「 $\sim29$  歳」及び「60 歳以上」が65人(18.5%)であった。

#### 表 27 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

	~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	5	3	6	1	5	7	27
構成割合(%)	18. 5	11. 1	22. 2	3. 7	18. 5	26. 0	_

#### カ 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種(表 28)

虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種は、「生活支援員」が11件と最も多く、次いで「世話人」が5件、「設置者・経営者」、「管理者」及び「サービス管理責任者」が各2件、「児童指導員」が1件であった。

#### 表 28 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	設置者・ 経営者	管理者	サービス 管理責任者	生活支援員	世話人	児童指導員	その他
件数	2	2	2	11	5	1	4

<sup>※ 「</sup>その他」における主な内訳は、介護職員が2件であった。

#### キ 虐待の発生要因(表29)

区市町村等の職員が判断した虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が19件(76.0%)で最も多く、次いで「倫理観や理念の欠如」が16件(64.0%)、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」が11件(44.0%)であった。

## 表 29 虐待の発生要因 (重複あり)

	件数	構成割合(%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	19	76. 0
職員のストレスや感情コントロールの問題	8	32. 0
倫理観や理念の欠如	16	64. 0
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	4	16. 0
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	11	44. 0
その他	0	0.0
合計	58	_

<sup>※</sup> 構成割合は、虐待判断事例数 25 か所に対するもの。

### ク 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 30)

区市町村及び都が、虐待判断事例25か所に対して行った対応は次のとおりである。

区市町村による対応は、「施設・事業所に対する指導」が17件、「改善計画等徴取」が17件、「虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導」が11件であった。

都が講じた措置(平成30年12月時点)は、「施設・事業所に対する指導」が13件、「改善報告等徴収」が8件であった。

表 30 虐待の事実が認められた事例への対応状況(重複あり)

	対応状況	件数
	施設・事業所に対する指導	17
요==	改善計画等徴収	17
区市町村による対応	虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	11
	その他	3
和代書に+-併品	施設・事業所に対する指導	13
都が講じた措置	改善報告等徴収	8

<sup>※ 1</sup>つの事例について複数の対応が図られている場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は 虐待判断事例数 25 か所と一致しない。

## 3 使用者による障害者虐待についての対応状況

#### (1) 相談・通報・届出件数 (表 31)

平成29年度、区市町村及び都で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報・届出件数は、35件であった。なお、平成28年度は51件であり、16件(31.4%)減少した。

表 31 相談・通報・届出件数

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	32	60	52	50	51	35
増減 (%)	_	28 (87. 5)	∆8 (∆13. 4)	△2 (△3. 9)	(2. 0)	△16 (△31. 4)

<sup>※</sup> 法施行が平成 24 年 10 月 1 日のため、平成 24 年度は、下半期(平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日) のみの件数。

#### (2) 相談・通報・届出者の状況(表 32)

相談・通報・届出者の内訳は「本人による届出」が 20 件(57.1%) と最も多く、次いで「職場の同僚」が 4 件(11.4%) であった。

表 32 相談・通報・届出者の状況

相談・通					・通幸	報・届出者の内訳												
	· 通	本人に よる届 出	家族•親族	近隣住 民・知 人	民生委員	医療機 関関係 者	教職員	援専門	施設・ 事業所 の職員	就生援ター	職場の同僚	当該事 業所管 理者	警察	市町村		成年後見人等	その他	不明 (を含 む)
件数	35	20	3	2	0	0	0	2	0	0	4	1	1	0	0	0	1	1
構成 割合 (%)	-	57. 1	8. 5	5. 7	0.0	0.0	0.0	5. 7	0.0	0.0	11. 4	2. 9	2. 9	0.0	0.0	0.0	2. 9	2. 9

<sup>※</sup> 構成割合は、表 31 の平成 29 年度相談・通報・届出件数 35 件に対するもの。

#### (3) 都内の事業所において虐待の事実が認められた事例について

事実確認を行う必要がある事例として都から東京労働局へ報告し、東京労働局において事実確認 等の対応を行った結果、虐待の事実が認められた事業所が2か所あった。

このほか、東京労働局において案件を把握し、虐待の事実が認められた事例が 40 か所あった。 以下、合計 42 か所の事例を対象に、虐待の種別・類型、被虐待障害者の状況について集計を行った。

#### ア 虐待の種別・類型 (表 33)

「経済的虐待」が38件、「心理的虐待」が5件、「身体的虐待」が2件であった。

## 表 33 虐待の種別・類型(重複あり)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置 (ネグレクト)	経済的虐待
件数	2	0	5	0	38

※ 1つの事例について複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は虐待判断事例数 42 か所と一致しない。

### イ 被虐待障害者の障害種別 (表 34)

被虐待障害者の人数は62人であり、障害種別では、「知的障害」が35人と最も多く、次いで「精神障害(発達障害を除く)」が14人、「身体障害」が12人、「発達障害」が3人であった。

## 表 34 被虐待障害者の障害種別 (重複あり)

	身体障害	知的障害	精神障害 (発達障害を除く)	発達障害	難病等
人数	12	35	14	3	0

- ※ 1人の被虐待障害者について複数の障害種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。
- ※ なお、被虐待障害者の人数及び障害種別が不明の事案は除く。

## 4 区市町村における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

平成29年度末の状況は以下のとおり。

## 表 35 区市町村における障害者虐待対応のための体制整備等

		実施済	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	区市町村数	52	10
に氏べい降音名を行め名談念ログ周知	構成割合(%)	83.9%	16. 1%
住民への通報義務の周知	区市町村数	51	11
正氏・の虚拟我分の周知	構成割合(%)	82.3%	17. 7%
   障害者の福祉又は権利擁護に関し専門的知識又は経験を有し専門的に従事	区市町村数	49	13
する職員の確保	の確保 構成割合(%)		21.0%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	区市町村数	52	10
(都道府県その他の他団体研修への職員参加を含む。)	D職員参加を含む。) 構成割合(%)	83. 9%	16. 1%
障害者虐待防止について、講演会や区市町村広報紙等による、住民への啓	区市町村数	43	19
発活動	構成割合(%)	69.4%	30. 6%
障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止法	区市町村数	46	16
についての周知	構成割合(%)	74. 2%	25. 8%
障害者虐待の相談窓口を、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力防止等の相	区市町村数	10	52
談窓口と一体的に運営	構成割合(%)	16. 1%	83. 9%
虐待防止・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援の ためのネットワーク構築への取組(既存の自立支援協議会等の組織、ネッ	区市町村数	34	28
トワークを活用している場合を含む。)	構成割合(%)	54.8%	45. 2%
成年後見制度の区市町村長申立てが円滑にできるように役所・職場内の体	区市町村数	女 39	23
制強化	構成割合(%)	62.9%	37. 1%
個別ケース会議に弁護士、医師、社会福祉士等の専門職が参加する体制の	区市町村数	32	30
整備	構成割合(%)	51.6%	48. 4%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当	区市町村数	32	30
者との事前の協議	区市町村数 32 構成割合(%) 51.6% 区市町村数 41	48. 4%	
  身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要	区市町村数	51.6% 数 41	21
な居室確保のための関係機関との事前の調整	構成割合(%) 51 区市町村数 構成割合(%) 51 区市町村数 構成割合(%) 66 区市町村数 構成割合(%) 71	66.1%	33. 9%
  緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	区市町村数	「村数	18
素 芯時 の 支入れの ための 独自の ─ 時 休護の ため に 必 安な 店主の 惟 休 	構成割合(%)		29.0%
独自の障害者虐待対応のマニュアルの作成	区市町村数	が 51.6% 数 41 か 66.1% 数 44 か 71.0% 数 37 か 59.7%	25
独自の障害有虐特別心のマーエアルの1F成 	構成割合(%)	59. 7%	40. 3%
<b>独立の除宝老点往分内の業務状態の作用</b>	区市町村数	25	37
独自の障害者虐待対応の業務指針の作成	構成割合(%)	40.3%	59. 7%
独自の障害者虐待対応の対応フロー図の作成	区市町村数	35	27
独自の障害有虐何対応の対応プロー図の作成 	構成割合(%)	56.5%	43.5%
独自の障害者虐待対応の事例集の作成	区市町村数	5	57
江ロい呼古泊追付別心い事例未以TFIX  	構成割合(%)	8. 1%	91. 9%
法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等に	区市町村数	27	35
ける虐待に関する相談等の受付構成割		43.5%	56. 5%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービス及び医療保険サー	区市町村数	20	42
を利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支 業所など関係機関と連携した対応 構成割合(%)		32.3%	67. 7%